

幡多広域観光振興計画(第Ⅱ期計画)策定等委託業務 仕様書

1 委託業務名

幡多広域観光振興計画(第Ⅱ期計画)策定等委託業務

2 事業の目的

少子高齢化に伴う人口減少による地域経済の縮小を、観光を通じた地域振興で補い、持続可能な観光地域づくりを目指す具体的な計画を策定することを目的とします。

3 事業の内容

当協議会及び構成市町村の合意に基づき、観光を通じた持続可能な観光地域を目指す具体的な計画を策定します。

(1) 幡多エリアの現状と課題の整理

- ・既存の調査結果等から、幡多エリアの現状を把握し、課題の整理を行うこと

(2) 中長期計画素案の策定

- ・(1)で整理した内容をもとに、中長期計画素案を策定すること
- ・令和2年度より6ヵ年の計画素案を策定すること
- ・ただし、3年後に見直すこととする

(3) 報告会等の開催

- ・本協議会が主催する報告会等の設計及び運営を行うこと

4 事業期間

- ・契約締結日から令和2年2月28日(金)まで

5 成果品

(1) 納品物

- ・データ ワード、エクセル、パワーポイントのいずれか又はその組み合わせ

(2) 納期及び納入場所

- ・納期 令和2年2月28日(金)
- ・納入場所 一般社団法人 幡多広域観光協議会(四万十市駅前町15-16)

6 著作権等

- ・著作権は委託者に帰属することとする
- ・受託者は、委託者に対して、委託業務の成果物が、第三者の著作権を侵害するも

のでないことを保証する

- ・ 委託業務の成果物が第三者の著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

7 委託金額の上限

3,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

8 その他

- ・ 本事業を実施するにあたり、受託者は委託者と十分調整することとします。
- ・ 本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、委託業務の進捗状況について報告を求めることができるものとします。
- ・ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとします。
- ・ 個人情報に関わるデータを取り扱うときは、別記個人情報取扱特記事項を遵守することとします。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、委託者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 受託者は、この契約による業務を行うため委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 委託者は、受託者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第 11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、甲の指示に従うものとする。